

愛媛県土地家屋調査士会財政調整積立金特別会計規程

(目 的)

第1条 この規程は、財政調整積立金特別会計（以下「この会計」という。）について必要な事項を定め、適正な運用をはかることを目的とする。

(収 入)

第2条 この会計の支入は、次に掲げるものとする。

- (1) 一般会計からの繰入れ
- (2) 寄付金、その他収入

(支 出)

第3条 この会計の支出は、次に掲げるものとする。

- (1) 一般会計において、収入欠陥を生じたときの繰出し
- (2) 一般会計の予算において、財源の不足を生じたときの繰出し

(会計規程の準用)

第4条 この会計の執行につき必要な事項で本規程に定めのない事項については、会計規程の定めるところによる。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(施行期日)

1. この規程は、平成22年5月28日から施行する。